## 二十八 退職給与引当金

改		Œ	後		改	正	前	
		れた場合の取崩し) 7条第2項第1号		(支給基準等がさかのぼって改正された場合の取崩し) 11 - 4 - 12 <u>令第107条第1項第1号</u>				
(適格退職年金契約等への移行年度における取崩し) 11 - 4 - 12の 2 <u>令第107条第 2 項第 1 号</u>				(適格退職年金契約等への移行年度における取崩し) 11 - 4 - 12の2				
(使用人が役員になった場合の取崩し) 11 - 4 - 13				(使用人が役員になった場合の取崩し) 11 - 4 - 13				
	:しない正当の理由( :107条第 2 項第 3 号				支給しない正当の理由 令第107条第1項第3 <del>5</del>			
11 - 4 - 15		した場合の取崩し)  <u>86号</u>		11 - 4 - 15 .	超えて退職給与を支給 令第107条第 1 項第	•		
(繰入限度超過額 11 - 4 - 16		7条第 2 <u>頃</u>		(繰入限度超近 11 - 4 - 16 .	-	)7条第1 <u>頃</u>		

改 正 後	改 正 前			
(退職年金受給者がある場合の累積限度額)  11 - 4 - 20	(退職年金受給者がある場合の累積限度額) 11 - 4 - 20			
11 - 4 - 24 転籍者 (その転籍の時に退職給与の支給を受けなかった者に限	11 - 4 - 24 転籍者			
<u> </u>				
(廃止)	(転籍者に係る退職給与の額の全部又は一部を受け入れた場合における退職給与の要支給額)  11 - 4 - 25			
	(2) 当該転籍者について当該転籍前の法人が11 - 4 - 26により取り崩した退職給与引当金勘定の金額に相当する金額と11 - 4 - 24により計算した金額(当該転籍後の法人が令第106条第2項《給与総額基準》の規定の適用を受ける場合において、その金額が当該事業年度において当該転籍者に支給した給与の合計額の6%相当額を超えるときは、当該6%相当額)との			

改	正	後	改	正	前
				る事業年度における令第 こ当たっては、転籍者を除	第106条第2項《給与総額基 いて計算する。
		(廃止)	11 - 4 - 26 使用人が転事業年度において当記該転籍者に係る前期対益金の額に算入しなけに係る退職給与に充てその転籍の時に有する額に相当する金額を取いるときに限り、その(1) 一の事業所を分割新会社に転籍させたによったものである(2) 転籍後の法人にあを通算して計算され(3) 転籍後の法人に支	核転籍の時における退職給 は取職給与の要支給額に達ければならないのであるが、 こるため転籍後の法人に金 の退職給与引当金勘定の金 の取崩したときは、次に掲 の取崩しを認める。 して新会社を設立し、その に場合のように、転籍後の のこととされていること。 にはした金銭の額が転籍前の	の法人は、転籍の時の属する 与引当金勘定の金額のうち当 するまでの金額を取り崩して 、転籍前の法人がその転籍者 銭を支出した場合において、 額のうちその支出した金銭の げる条件のすべてを具備して の事業所に勤務する使用人を 法人の使用人の相当数が転籍
負担区分が定められて		当金の取扱い)	(退職給与の負担区分か 11 - 4 - 27	が定められている場合の退! 	職給与引当金の取扱い)

改 正 後	改 正 前
(注)	(注)
(出向により分割承継法人等の業務に従事する場合)  11 - 4 - 27 令第106条の2第3号《分社型分割等における期中退職給与引当金勘定の設定の要件》に規定する「分割承継法人等の業務に従事すること」とは、同号に規定する分割等事業に従事していた使用人が出向により分割承継法人等の業務に従事する場合も、これに含まれることに留意する。 (注) 令第107条第1項第3号《退職給与引当金勘定の金額の取崩し》に規定する「合併法人等の業務に従事すること」についても同様とする。	(新設)
(出向者に係る退職給与引当金の繰入れ)         11 - 4 - 28         (注)1         2	(出向者に係る退職給与引当金の繰入れ)         11 - 4 - 28         (注)1         2

改	正	後		改	Œ	前	
(出向先法人が通算支給する場合の退職給与引当金の取扱い) 11 - 4 - 2911 - 4 - 24				(出向先法人が通算支給する場合の退職給与引当金の取扱い) 11 - 4 - 29			
(出向者等が役員に昇格した場合の退職給与引当金の取扱い) 11 - 4 - 30			11 - 4 -	(出向者等が役員に昇格した場合の退職給与引当金の取扱い) 11 - 4 - 30			